ネコノテ観光業　公表資料

●登録番号等

船舶番号　第２７３－３０１８号

遊漁船登録番号　広島県５１４４

●安全方針

１．安全最優先を大原則とし徹底します。

２．関係法令及び社内規定を遵守します。

３．天候の確認を頻繁に行い、臨機応変に安全を確保します。

●安全重点施策及び達成状況

１．安心・快適にご利用頂けるよう、運航前点検・日常点検の徹底に努めます。

→達成状況：令和７年度は、運行前点検・日常点検を確実に実施し、船内での衛生面の配慮及び旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにできた。

２．他船舶業者と密に連絡を取り、海況・危険事項の共有し安全航行に努めます。

→達成状況：令和７年度は、他船舶業者と密に連絡を取り海況・危険事項などを共有し旅客等の負傷者発生をゼロにできた。

●安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者　：　代表組合員　永井真介　　選任年月日　令和８年１１月１３日

資格者番号　第 13260260221400 号

運航管理者　：　代表組合員　永井真介　　選任年月日　令和８年１１月１３日

資格者番号　第 23260260221400 号

●安全管理規程及び運送約款、遊漁船業務規程

次ページ以降に掲示

安 全 管 理 規 程

令和 8年 11月 13日

ネコノテサービス有限責任事業組合（屋号　ネコノテ観光業）

目　　次

第1章　総則
第2章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
　第1節　基本的な方針に関する事項
　第2節　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
第3章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
　第1節　組織体制に関する事項
　第2節　勤務体制に関する事項
　第3節　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
　第4節　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
　第5節　船長兼務運航管理者等の権限及び責務に関する事項
第4章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
　第1節　輸送の安全に関する重要事項
　第2節　船舶の運航管理に関する事項
　第3節　作業に関する事項
　第4節　点検・整備に関する事項
第5章　事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
第6章　教育及び訓練
第7章　内部監査等（事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項）
第8章　雑則

（用語の定義）

この規程における用語の定義は、法令に定める意味のほか、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	経営の責任者	事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者
(2)	安全管理体制	経営の責任者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(3)	安全方針	経営の責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
(8)	従業者	安全管理規程に係る業務に従事する全ての者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準経路	航行経路の基準となる経路（発着場の位置、針路、変針点等）を示すもの
(16)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること

(18)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(20)	気象・海象・水象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(21)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第２条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、人道橋、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設
(26)	船長兼務運航管理者	船長を兼務する運航管理者
(27)	陸上従業者	運航管理者を船員として船舶に乗り組ませようとする者が配置しなければならない、当該運航管理者と常時連絡をとることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。自社の従業者以外の者でも差し支えない）
(28)	兼務講習	法令に定められた要件に適合し、かつ、運航管理者を船員として船舶に乗り組ませるために法令で義務づけされた講習
(29)	限定小規模事業者	同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が13名未満である内航貨客定期航路事業を営む者又は内航一般不定期航路事業者を営む者
(30)	限定小規模事業者特例	限定小規模事業者であって、以下①～③の全ての条件に該当する場合において、運航管理者を船員として船舶に乗り組ませることができる特例 ① 船舶に乗り組ませる運航管理者が、兼務講習をあらかじめ受講していること ② 陸上従業者が兼務講習をあらかじめ受講しており、かつ、当該陸上従業者を、事務所又は事業場などの運航管理者との常時連絡が可能な場所に配置していること ③ 所轄地方運輸局長に対し、あらかじめ当該従業者の報告及び講習修了証明書の提出を行っていること

第1章　総則

（目的）

第1条　船舶運航事業の輸送の安全を確保するために、海上運送法に基づき、遵守すべき事項を安全管理規程（以下、「本規程」という。）定める。

2　本規程の一部として運航基準、作業基準、事故処理基準その他基準等を定める。

（適用範囲）

第2条　船舶運航事業には、次の船舶を使用することとし、本規程を適用する

船名	ネコノテ観光業
船舶番号	273－3018
総トン数	1.6GT
航行区域	平水区域
旅客定員	6 人
乗組員の最小定員	1 人
船員の配乗権	永井真介
船長兼務運航管理者	永井真介

2　船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する。

営業所名	ネコノテサービス LLP
電話番号	09082438521
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	info@catnote.co.jp
所在地（市町村）	尾道市
担当する区域	尾道市周辺の海域

第2章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第1節　基本的な方針に関する事項

（経営の責任者の主体的関与）

第3条　経営の責任者は、会社全体の安全管理体制を適切に運営し、船舶による輸送の安全確保のため、次に掲げる事項について主体的に関与するものとする。

(1)　関係法令及び本規程の遵守と安全最優先の原則の徹底

(2)　安全方針の設定

(3)　安全重点施策の策定及び確実な実行

(4)　重大な事故等に対する確実な対応

(5)　安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること

(6)　安全管理体制の見直し

（安全方針）

第4条　経営の責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2　安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び本規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全管理体制の継続的改善

3　安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4　安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

第2節　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項（安全重点施策）

第5条　安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を作成し、実施する。

2　安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3　安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4　安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第1節　組織体制に関する事項

（組織体制）

第6条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

(1) 本社　　安全統括管理者　1　人
　　船長兼務運航管理者　　1　人
　　陸上従業者　　1人

2　前項に定める輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、次に従って組織図を作成する。

(1) 安全統括管理者が病気等を理由に不在となる場合や重大な事故、災害等に対応する場合についての職務分担及び指揮命令系統を明確にしておくものとする。

（安全統括管理者及び船長兼務運航管理者等の選任及び解任）

第7条　次の基準により安全統括管理者及び船長兼務運航管理者等を選任する。

(1) 安全統括管理者は、海上運送法及び同法施行規則（以下「法令」という。）に定められた要件に適合する者から、経営の責任者が任命する。解任の場合もまた同様とする。

(2) 船長兼務運航管理者は、兼務講習を受講してから 2 年を経過しない者から、経営の責任者が任命する。解任の場合もまた同様とする。

(3)陸上従業者の選任に際しては、兼務講習を受講した者から、運航管理者の推薦により、経営の責任者が任命する。

2 安全統括管理者及び船長兼務運航管理者等が次のいずれかに該当したときは、速やかにその職を解任する。

(1) 安全統括管理者又は船長兼務運航管理者が、法令に定められた要件に適合しなくなったとき。

(2) 船長兼務運航管理者又は陸上従業者が、有効な兼務講習修了証明書を有していない場合。

(3) 身体の故障其の他やむを得ない事情により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(4) 安全統括管理者又は船長兼務運航管理者が、関係法令及び本規程等に違反するなどにより、その職務

を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 前項の規定に関わらず、国土交通大臣の解任命令を受けたときは、当該命令に従い、安全統括管理者又は船長兼務運航管理者を即時に解任する。

4 安全統括管理者及び船長兼務運航管理者を選任した日から 15 日以内に、管轄する地方運輸局等（以下、「所轄地方運輸局」という。）に届け出る。これを解任したときも同様とする。

5 船長兼務運航管理者を船員として船舶に乗り組ませるに際し、法令で義務づけられた報告を所轄地方運輸局に対して行う。

第2節　勤務体制に関する事項

（安全統括管理者の勤務体制）

第8条　安全統括管理者は、常時連絡できる体制で職務を執らなければならない。

2 安全統括管理者が災害、疾病その他やむを得ない事由により、その職務を執ることが困難となった場合は、原則、運航を停止する。ただし、前条第 1 項第 1 号の選任要件を満たす者から、新たな安全統括管理者を直ちに選任した場合は、その限りではない。

（船長兼務運航管理者及び陸上従業者等の勤務体制）

第9条　船長兼務運航管理者は、陸上従業者の業務の範囲とその執行方法を明確に指示し、かつ、連絡体制を確保する。ただし、陸上従業者に補佐させた業務の範囲についても、その責任を持たなければならない。

2 陸上従業者は、事務所又は事業場などの船長兼務運航管理者と常時連絡が可能な場所に配置しなければならない。

第3節　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

（経営の責任者の責務）

第10条　経営の責任者は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、本規定に掲げる事項について、確実に実施する。

2 経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

3 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者及び船長兼務運航管理者にその責務を遂行するために必要な権限を与えなければならない。

4 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見及び船長兼務運航管理者の助言を尊重しなければならない。

第4節　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

（安全統括管理者の権限及び責務）

第11条　安全統括管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。

(1) 従業者に対し、輸送の安全の確保と関係法令及び本規程の遵守が最も重要であるという意識を徹底させること。

(2) 海上運送法及び同法施行規則に基づき、船舶運航にかかる事業計画を策定及び改訂すること。

(3) 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定し、その実施の状況を記録し、及び周知すること。

(4) 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制を整備し、維持すること。

(5) 総トン数 20 トン未満の船舶（以下、「小型船舶」という。）に船長として乗船しようとする者が、関係法令に基づき求められる資格を有し、かつ、必要な教育訓練を修了していることを確認すること。

(6) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する文書を適切に整備し、管理を行うこと。

(7) 輸送の安全を確保するための情報の伝達及び共有体制を構築し、実効性を確保すること。

(8) 関係法令及び本規程並びに事業計画等に基づく輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営の責任者に報告すること。
(9) 経営の責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を講じること。
(10) 事故の再発防止及び事故処理の改善方針を検討し、実行すること。
(11) 船長兼務運航管理者が誠実に職務及び権限を行使できるよう、船長兼務運航管理者を統括管理すること。
(12) 従業者が関係法令及び本規程を遵守し、輸送の安全を確保するために必要な教育及び訓練を実施するための計画を作成し、計画に従って確実に実施すること。
(13) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第5節　船長兼務運航管理者等の権限及び責務に関する事項

（船長兼務運航管理者の権限及び責務）

第12条　船長兼務運航管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。
(1) 船舶の運航に関する計画（運航計画、配船計画及び配乗計画をいう。）を策定すること。
(2) 第1号の計画に基づく船舶運航の安全を確保するため、必要な人員を配置し、関係法令及び本規程に基づき作業を行わせるよう、指揮及び指導をすること。
(3) 運航中の担当船舶の動静を把握すること。
(4) 担当船舶に危険を及ぼさないよう、気象・海象・水象その他の事情を勘案し、又は運航基準の運航中止条件に従い、担当船舶に係る第1号の計画変更又は船舶運航の中止（第2号の船舶の利用（又は使用）に関する取消しを含む）を決定すること。
(5) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施し、輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しないこと。
(6) 従業者に対し、健康状態（酒気帯びの有無を含む。）その他の理由により安全に業務が遂行することができないおそれの有無を確認すること。
(7) 事故の発生に関する情報の伝達及び共有並びに人命、積荷及び船舶の救助等に関する措置を行うこと。
(8) 輸送の安全に関する業務の実施状況について、正確に記録し、備置し、保存すること。
(9) その他、第4章、第5章及び第6章に定める業務に関すること。

（陸上従業者の権限）

第13条　陸上従業者は、船長兼務運航管理者の指示により、船長兼務運航管理者の行う業務の補佐を行うものとする。

（船長兼務運航管理者の権限）第14条　船長兼務運航管理者は、自らが指揮する船舶の運航の中止、避航その他航海の安全を確保するために必要な措置を即時に実施する権限を有する。

第4章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1節　輸送の安全に関する重要事項

（輸送の安全を確保するにあたっての基本的態度）

第15条　輸送の安全を確保するため、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。
(1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
(2) 事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき対応すること。
(3) 輸送の安全を確保するため、とりうるあらゆる措置を講ずること。
(4) 輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に共有及び伝達すること

(5) 輸送の安全に関する連絡通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理すること。

第2節　船舶の運航管理に関する事項

（運航計画の策定）

第16条　船長兼務運航管理者は、運航計画及び運航基準図を策定する。

2　運航計画は、次に掲げる事項について、船長兼務運航管理者が安全性を検討して策定する。

(1) 航行経路

(2) 運航スケジュール（航行経路における発着時刻を示したものをいう。）

(3) 時季により前各号の内容が異なる場合は時季別に示したもの

3　前項の運航計画は、輸送の安全を確保するため欠かすことができない作業等（船舶の点検整備、乗組員の教育・訓練及び休息等）に必要な時間を、十分に確保できるものであること。

4　船長兼務運航管理者は、承認された運航計画に基づき、担当船舶に係る航路及び船舶ごとに運航基準図を作成する。

5　運航基準図の要件は、運航基準に定めるところによる。

6　船長兼務運航管理者は、船舶及び営業所に運航計画及び運航基準図を備え置き、かつ、主たる営業所において、計画が使用されなくなった日から1年間保存する。

（配船計画の策定）

第17条　船長兼務運航管理者は運航計画に基づき、安全性を検討して配船計画を策定する。

2　配船計画は、次に該当する船舶を使用しないものであること。

(1) 船舶安全法に違反するもの。

(2) 各施設・設備に係る輸送の安全を確保するための全ての条件（岸壁強度、水深、乗下船設備その他の陸上施設等の使用条件など日々変化する条件を含む）に適合していないもの。

3　配船計画は、月、年又は時季を単位として策定すること。

4　船長兼務運航管理者は、営業所に配船計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から1年間保存する。

5　船長兼務運航管理者は、配船計画に基づき、航路その他の船舶の利用に関し必要な事項を決定する。

（配乗計画の策定）

第18条　船長兼務運航管理者は、安全性を検討して配乗計画を策定する。

2　配乗計画は、次に掲げる事項に適合していること。

(1) 労働時間、休日及び休暇は、法令に違反していないこと。

(2) 法令に基づく資格・定員の基準を満たすものであること。

(3) 船舶検査証書に定められた定員を超過していないこと。

(4) 第 35 条各号に定める教育・訓練を修了した者を配置するものであること。

(5) 雇用契約（又は雇入契約）の内容に反するものでないこと。

3　船長兼務運航管理者は、配乗計画に従って乗組員を配置する。

4　船長兼務運航管理者は、営業所に配乗計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から1年間保存する。

（輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設に対する措置）

第19条　安全統括管理者は、輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他輸送施設については、以下の通り対応する。

(1)　異常が確認された船舶又は乗降施設（付属設備及び機能を含む）は、直ちに、輸送の安全を確保するために必要な措置をとる。
(2)　　船舶安全法に抵触するおそれのある船舶は、直ちにJCI検査員に確認を求める。

（運航の可否判断）
第20条　船長兼務運航管理者は、運航基準に従って運航の可否判断を行い、かつ、運航基準に定める運航中止条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止又は航行中止を決定するとともに、陸上従業者その他の従業者に対し、輸送の安全を確保するための必要な指示をしなければならない。
2　従業者は、前項の指示に従わなければならない。
3　運航可否判断に必要な手順、陸上作業者に指示すべき内容その他の取扱いは、運航基準に定めるところによる。

（船長兼務運航管理者が講じる旅客の安全確保措置）
第21条　船長兼務運航管理者は、前条に関わらず、船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、運航の中止、反転、避難、臨時寄港その他の旅客の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。
2　従業者は、船長兼務運航管理者が前項の措置を講じることができるよう、必要な支援を講じなければならない。

（運航に必要な情報の収集及び伝達）
第22条　陸上従業者は、次に掲げる事項を船長兼務運航管理者に連絡しなければならない。
(1) 航行する海域・水域（運航基準で定める地点を含む）の気象・海象・水象に関する情報
(2) 担当船舶の航海に影響を及ぼすおそれがある特殊な事象が発生した場合はその状況
(3) 使用できない陸上施設が発生した場合はその状況及び対応措置
(4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
(5) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

（船長兼務運航管理者からの連絡）
第23条　船長兼務運航管理者は、次に掲げる場合には、その内容を陸上従業者に共有しなければならない。
(1) 発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果
(2) (要連絡)事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要
(3) 前条により共有した情報が実際と異なるときはその状況
(4) 発航又は着岸したときは、その時刻
(5) (要連絡)船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要
(6) 発航前に、旅客数及び危険物（危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物。以下同じ。）の搭載予定がある場合はその内容
2　陸上従業者は、船長兼務運航管理者から前項第1号から第4号に定める連絡及び共有がないときは、船長兼務運航管理者に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

（運航管理に関する記録）
第24条　船長兼務運航管理者は、担当船舶に係る次の事項を運航管理表に記録しなければならない。
(1) 第 20 条に定める運航の可否判断の日時、運航中止条件に係る気象・海象・水象に関する情報並びに講じた措置及び理由
(2) 前条第1項各号に定める内容
(3) 乗下船した旅客数

2　船長兼務運航管理者は、運航管理表を、最後に記録された日から1年間、営業所に備え置くものとする。

（船長兼務運航管理者による船舶運航の安全確保措置）

第25条　船長兼務運航管理者は、担当船舶が旅客の輸送に従事するときは、次の事項を確保しなければならない。

(1)　有効な船舶検査証書その他の法定書類が、備え置かれていること

(2)　就航する航路の運航基準図が、船舶及び営業所に備え置かれていること

(3)　運航基準に従って、始業点検が適切に実施され、かつ、その結果が記録されるとともに、航海に支障があるとき及びその他航海に必要な準備が整っていないときは、船舶を使用しないこと

(4)　運航基準に従って、陸上施設の点検を適切に実施し、異常があるときは、陸上施設を使用又は利用していないこと。

(5)　従業者の健康状態を把握し、安全に業務を遂行することができないおそれのある従業者が、業務を行っていないこと。

(6) 運航基準に従って、乗組員に対するアルコール検査を適切に実施し、その結果を記録するとともに、呼気1リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直をさせないこと。

(7)　従業者が作業基準を遵守していること。

(8)　船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超過していないこと。

(9)　運航基準に従って、救命胴衣の格納場所及び着用方法並びに避難の要領その他、旅客が遵守すべき事項及び注意すべき事項が、旅客に周知徹底されていること。

(10)　運航基準に従って、旅客に救命胴衣を着用させること。

(11)　輸送の安全を確保するためにやむを得ない場合を除き、運航基準図に従って運航すること。

第3節　作業に関する事項

（作業の体制）

第26条　船長兼務運航管理者は、担当船舶の乗組員の配置体制を把握するものとする。

（旅客の乗下船等）

第27条　旅客の乗船及び下船並びに船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところにより実施する。

（危険物等の取扱い）

第28条　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところにより実施する。

第４節　点検・整備に関する事項

（船舶その他の輸送施設の整備に関する計画）

第29条　安全統括管理者は、船舶の安全運航に支障を生じさせないよう整備計画を策定する。

2　整備計画は、次に掲げる事項に適合していること。

(1)　法令で定める船舶の要件を満たし、それを維持するものであること

(2)　事業で使用・利用する全ての輸送施設が使用に耐える状態を維持するものであること

(3)　機械、設備その他の装置等については、製造者等が示す部品の交換時期・手順等が考慮されているものであること

(4)　過去の故障その他の不具合と同様の事案を生じさせないよう見直されているものであること

(5)　整備の行為者・責任者又は委託先並びに実施時期及び実施場所が具体的に定められていること

3　船長兼務運航管理者及び安全統括管理者は、整備計画に基づく整備が実施できるよう、統括管理するものとする。

（船舶その他の輸送施設の点検・管理）

第30条　安全統括管理者及び船長兼務運航管理者は各種点検結果を管理し、必要に応じて追加の点検を指示するとともに、異常のある箇所が修復されるまでの間、使用されないように監督する。

第5章　事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応

（事故・災害等の把握及び報告）

第31条　船舶の事故・災害の発生又は発生したおそれを常時把握できる連絡体制を構築する。

2　船長兼務運航管理者は、自船に事故・災害等が発生した時は、海上保安官署等への救助要請、遭難通信（遭難信号）又は緊急通信など必要な措置を講じるとともに、直ちに、陸上従業者に連絡する。

3　船長兼務運航管理者又は陸上従業者は、担当船舶の事故・災害等の発生又は発生したおそれを把握したときは、速やかに、安全統括管理者、海上保安官署等、所轄地方運輸局その他必要な者に連絡する。

4　安全統括管理者は、船舶の事故・災害等の発生を把握したときは、速やかに、経営の責任者に連絡する。

5　連絡すべき事故等の範囲及び前各号の他、連絡すべき内容、連絡先その他の取扱い等については、事故処理基準に定めるところによる。

（事故対応）

第32条　人命の安全の確保を最優先として、すべての業務に優先して、事故対応業務を行う。

2　船長兼務運航管理者は、事故処理基準に従い、旅客の安全、船体の保全のために必要な措置を講じる。

3　経営の責任者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、必要な対応措置を講じること。

（事故の再発防止及び事故処理の改善方針）

第33条　安全統括管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善方針をとりまとめ、経営の責任者に意見を申し出ること。

2　経営の責任者は、前項の意見を踏まえ、事故の再発防止及び事故処理の改善方針を決定すること。

3　安全統括管理者は、前項により決定された事故の再発防止及び事故処理の改善方針を直ちに実行すること。

4　その他本条の措置をとるために必要な取扱いは、事故処理基準に定めるところによる。

（感染症対策）

第34条　安全統括管理者等は、関係法令、マニュアル等に基づき、感染症の発生及びまん延の予防措置、感染症が発生又は発生したおそれがあるときの非常連絡の方法その他感染症の対策に必要な措置を講じることとする。

第6章　教育及び訓練

（教育・訓練計画）

第35条　安全統括管理者は、次の各号に掲げる教育・訓練について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。

(1)　関係法令及び本規程を従業者に遵守させるために必要な教育・訓練

本規程に基づく業務に従事する前まで及び年１回以上

⑵　　事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練

事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで

⑶　　⑵以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育

遵守できなかった事実から１月以内

⑷小型船舶の船長兼務運航管理者に対する船員法第118条の４又は第118条の５第１項の規定による特定教育・訓練

当該船長兼務運航管理者が小型船舶に乗船する前まで

⑸事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練

年1回以上

（教育・訓練の実施）

第３６条　安全統括管理者及び船長兼務運航管理者は、前条の計画に従って教育・訓練を実施するとともに、その内容が従業者に定着するよう、周知徹底を図らなければならない。

（教育・訓練の記録等）

第３７条　安全統括管理者及び船長兼務運航管理者は、教育・訓練の実施日時、実施場所、責任者、修了者、その実施内容が記録された教育・訓練記録簿を作成し、かつ、勤務場所において、３年間保存しなければならない。

第７章　　内部監査等（事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項）

（内部監査の実施）

第３８条　　安全統括管理者は、少なくとも一年に一回以上、輸送の安全に関する内部監査を実施しなければならない。

（内部監査結果に基づく措置等）

第３９条　　安全統括管理者は、前条の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営の責任者に報告するものとする。

第４０条　　経営の責任者は、前条による安全統括管理者の報告があったときは、輸送の安全の確保のために必要な是正措置又は予防措置を決定し、かつ、これを実施するものとする。

（内部監査の記録等）

第４１条　　安全統括管理者は、前3条の内部監査の実施状況及びその措置を確認するため、内部監査に係る記録を作成し、かつ、自らの勤務場所において、3年間保存する。（安全管理体制の評価及び見直し・改善）

第４２条　　経営の責任者は、少なくとも年に１回、安全管理体制全体の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行うものとする。

２　安全統括管理者は、安全管理体制の評価及び見直し・改善に係る記録を作成し、かつ、自らの勤務場所において、３年間保存する。

第８章　　雑則

（輸送の安全に関わる情報の公表）

第４３条　安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。

⑴　輸送の安全に関する基本的な方針

(2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
(3) 安全管理規程
(4) 安全統括管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く)
(5) 船長兼務運航管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く)

2 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。この場合において、会社は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局に報告する。
(1) 事業の用に供する船舶に係る情報
(2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

3 安全統括管理者は、法に基づく処分を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(安全管理規程の見直し)

第44条 安全管理規程を変更するときは、当該変更後の安全管理規程に基づく事業を開始する日までに、所轄地方運輸局に届け出るものとする。

(安全管理規程の備置き)

第45条 安全統括管理者は、第2条の船舶及び営業所並びに同船舶の運航に関する業務に従事する者が配置される場所に、安全管理規程を容易に閲覧できるよう備え置くものとする。

附 則

この規程は、令和 8年 11月 20日より実施する。

ネコノテサービス有限責任事業組合（屋号　ネコノテ観光業）　運送約款

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　この運送約款は、当組合が行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

２　この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

３　当組合がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

（定義）

第２条　この運送約款で「大人」とは、１２歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和２３年法律第２６号）第１条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第１３４条第１項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

２　この運送約款で「小児」とは、１２歳未満の者及び１２歳以上の小学生をいいます。

３　この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室又は船内に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

（１）３辺の長さの和が２メートル以下で、かつ、重量が３０キログラム以下の物品

（２）車いす（旅客が使用するものに限る。）

（３）身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第２条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第１２条の規定による表示をしているものをいう。）及び同法附則第３条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示しているもの。

４　この運送約款で「営業所」とは、当組合の事務所及び当組合が指定する者の事務所をいいます。

第２章　運送の引受け

（運送の引受け）

第３条　当組合は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込み順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申し込みに応じます。

２　当組合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送約款を解除することがあります。

（１）当組合が第５条の規定による措置をとった場合

（２）旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者

イ　泥酔者、薬品中毒者その他他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ　重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者

エ　年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

（３）旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

（４）運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

（５）当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

（手回り品の持込み等）

第４条　旅客は、手回り品（第２条第３項第２号及び第３号に揚げるものを除く。以下この項において同じ。）を２個に限り、船室又は船内に持込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送能力等を勘案し、当組合が支障がないと認めたときは、２個を越えて持込むことができます。

２　当組合は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

（１）臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

（２）銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

（３）遺体

（４）生動物（第２条第３項第３号に揚げるものを除く。）

（５）その他運送に不適当と認められるもの

３　当組合は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立ち会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

（運航の中止等）

第５条　当組合は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

（１）気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

（２）天災、火災、海難、使用船舶の故障その他やむを得ない事由が発生した場合

（３）船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

（４）乗船者の疾病が発生した場合

（５）使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

（６）官公署の命令又は要求があった場合

第３章　運賃及び料金

（運賃及び料金の額等）

第６条　旅客及び手回り品の運送の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第３項から第５項までに定めるところによるほか、別に公示する運賃及び料金によります。

２　運賃及び料金には、旅客の食事代は含まれていません。

３　次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、指定制の座席又は寝台を１人で使用する場合の運賃及び料金については、この限りではありません。

（１）１歳未満の小児

（２）大人に同伴されて乗船する１歳以上の小学校に就学していない小児（団体として乗船するもの及び大人１人につき１人を超えて同伴されて乗船する者を除く。）

４　重量の和が２０キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。

５　第２条第３項第２号及び第３号に揚げる手回り品の料金は、無料とします。

（運賃及び料金の収受）

６　自転車等、手回り品のみの運送は、別に公示する運賃及び料金によります。

第７条　当組合は、船内において所定の運賃及び料金を収受します。

２　当組合は、旅客が船長又は当社の係員の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内及び到着港において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受けます。

第４章　旅客の義務

（旅客の禁止行為等）

第８条　旅客は、次に揚げる行為をしてはいけません。

（１）みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。

（２）みだりに船舶内の立入禁止された場所に立ち入ること。

（３）船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

（４）みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

（５）みだりにタラップ、しゃ断機その他乗船者又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

（６）みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために揚げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

（７）石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。

（８）海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。

（９）他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。

（１０）船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

２　旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当組合の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

３　船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。

（手回り品の保管）

第９条　旅客は、船室又は船内に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

第５章　賠償責任

（当組合の賠償責任）

第１０条　当組合は、旅客が、船長又は当社の係員の指示に従い、乗船港の乗船施設に達したときから下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

（１）当組合が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに当組合及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

（２）当組合が、旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

３　当組合は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、当組合又はその使用人に過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

４　当組合が第５条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第１項又は前項の規定により当組合が責任を負う場合を除き、当組合は、これを賠償する責任を負いません。

（旅客に対する賠償請求）

第１１条　旅客が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより当組合に損害を与えた場合は、当組合は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

遊漁船業務規程

登録番号	広島県　５１４４
登録年月日	平成２９年６月２８日
有効期間 満了日	令和９年６月２８日
遊漁船業者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏　名も記入）	永井真介

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）及びその事業者のもとで業務に従事する者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

（法の遵守）

第２条　事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。）を遵守します。

２　事業者は、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている遊漁船で業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

（業務規程の遵守）

第３条　事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

２　事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無にかかわらず、その遊漁船で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ちます。

３　事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え置きます。ただし、営業所における備置きは電子的手段により行うことができます。

４　営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事（以下「知事」という。）、案内する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を求められたときは、速やかに提示します。

５　事業者は、この規程を変更する場合は、変更後の業務規程により業務を実施する日までに業務規程変更届出書及び変更後の業務規程を知事に届け出ます。

　また、業務規程の記載事項のうち遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規程変更届出書を作成し、根拠書類（特定操縦免許等の写し）とともに届け出ます。

第２章　利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

（業務の実施体制等）

第４条　事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、**別表１**のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

２　事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

（船長、業務主任者その他の従業者の確保）

第５条　事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業者を確保します。

２　前項の従業者の氏名、その有する資格及び講習の有効期間は、**別表１**のとおりです。

（案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制）

第６条　利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、**別表２**に定めるとおりとします。

２　事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することは行いません。

３　船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表２に定める安全管理を実施します。

（遊漁船の係留場所等）

第７条　事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を**別表３**に定めるところに係留します。

２　利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、**別表３**に定めるとおりとします。

（利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等）

第８条　使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、**別表４**のとおりです。

２　事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

（役務の内容の明示）

第９条　利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる主な水産動植物の種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。

２　気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対し、事前に説明します。

（救命胴衣の着用）

第 10 条　船長及び業務主任者は、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。）の着用に関し、利用者に対し以下の措置を講じます。

一　乗船する際の転落に備えるため、救命胴衣を着用させた上で乗船させます。

二　乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。

三　12 歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。

四　前三号に掲げるもののほか、気象又は海象等の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断した場合は、救命胴衣を着用させます。

２　瀬渡しを行う場合、船長及び業務主任者は、救命胴衣の着用に関し、利用者に対し前項各号の「救命胴衣」を「救命胴衣（国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有するもの。）」と読み替えた措置を講じます。また、瀬渡し先においても、利用者に対し常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

（出航前の検査及び確認）

第 11 条　船長は、出航前及び帰港後に船舶が航海に支障ないかどうか、航海に必要な準備が整っているかどうかについて、**別表５の１**の項目を点検します。

２　船長は、当日出航前検査を実施した事項のほか、船体、機関、諸設備及び諸装置、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について、営業日においては、原則として１日１回以上点検を実施します。

３　業務主任者は出航前の検査が適切に実施されているかを確認するとともに、その内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年保管します。

４　船長及び業務主任者は、前三項の点検中、異常を発見したときは、機器等について修復、交換等の措置を講ずるとともに、必要に応じて出航を中止します。なお、当該施設が漁港管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復、交換等を求めます。

（飲酒等の禁止及び健康の確認）

第 12 条　業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、**別表５の２**に掲げる事項について確認し、 確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

２　船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。

一　飲酒等の後、正常な業務ができない状態

二　呼気１リットル中のアルコール濃度が 0.15ｍｇ以上である状態

３　事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務を実施させません。

（航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項）

第 13 条　船長は、船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）、海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）、海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

２　船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、**別表６**に定めるとおりに行動します。

（出航中止基準）

第 14 条　事業者は、**別表７**に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

２　船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることとします。

（帰航基準）

第 15 条　船長及び業務主任者は、**別表７**に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

（気象又は海象等が悪化した場合の対処）

第 16 条　船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、**別表８**に定めるとおりに対処します。

２　船長及び業務主任者は、気象又は海象等が悪化した場合は、前条及び前項にある必要な措置をとった上で、連絡責任者に連絡します。

（海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制）

第 17 条　海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合は、次のことを基本として、船長、業務主任者及び従業者が必要な措置を講じます。

①　人命の安全の確保を最優先とします。

②　事故の拡大防止のための措置を講じます。

③　利用者の不安を除去するための措置を講じます。

２　船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項の必要な措置をとり、利用者の安全の確

保をはかった上で、**別表９**に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関その他の関係機関（以下「海上保安機関等」という。）に連絡をします。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。

3　連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、ただちに医療救護が必要な場合は救急車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとるとともに、速やかに利用者の自宅に連絡します。

4　法に基づき、法第 19 条の基準に該当する事故が起きた場合には、速やかに、知事にその概要及び事故処理の状況等について**別記様式第１号**によって報告します。

第３章　業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

（従業者等の教育・訓練）

第 18 条　事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

２　事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。

３　事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第４章　その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

（安全に関する情報の収集及び伝達）

第 19 条　事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、**別表 10（１）**のとおり情報を収集し、出航の中止及び帰航等を判断するとともに、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に対し、確実に伝達及び必要な指示を行います。

（安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第 20 条　業務主任者は、利用者に対し、**別表 11** の方法により同表に定める内容を出航前及び漁場において周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

（情報公表に関する事項）

第 21 条　事業者は、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の情報として、**別表４、６、７、８、10、11 そのもの**に加え、**別表 12** に掲げる情報及びその他の安全管理のために特別に実施している取組の内容をインターネットに公表します。

（漁場の安定的な利用の確保等に関する情報の収集及び伝達）

第 22 条　事業者は、漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、**別表 10（２）**に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

（水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第 23 条　事業者又は事業者から指示を受けた業務主任者は、法第 16 条に基づいて、利用者に対し、**別表 13 の方法**により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

３　業務主任者は、利用者を保護するため、**別表 13** の定めるところにより、利用者が違法な採捕等を行わないよう行動します。

（乗務記録）

第 24 条　業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、**別記様式第２号**のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

（実務研修の記録）

第 25 条　業務主任者は、規則第 14 条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第 15 条の規定に基づき、**別記様式第３号**のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

（水産施策への協力）

第 26 条　事業者は、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第６条第２項に定めてあるとおり、水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

２　事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をして、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。

３　業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

（地域の取決め等の尊重）

第 27 条　事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場に積極的に参加し、漁業者等との話合いを促進するよう努めます。

２　事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。

３　事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

（漁具破損の防止）

第 28 条　船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、漁具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。

（遊漁中に発生したゴミ等の取扱い）

第 29 条　業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てないよう指導をします。

２　業務主任者及び従業者は、業務の中で生じたゴミ等は持ち帰り、帰航後に適切に処理します。

登録番号	広島県５１４４		氏名又は名称	永井　真介	
作成日	R6／7／1	変更日	1:　R7／12／20	2:　／　／	3:　／　／

別表４（全　　枚の　　枚目）　遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

<table>
<tr><td rowspan="5">整理番号</td><td rowspan="5">遊漁船の名称</td><td>船舶番号、漁船登録番号等</td><td>総トン数</td><td>長さ</td><td>旅客定員又は利用定員</td><td rowspan="5">業務形態
主たる業務：◎
その他全て：○</td></tr>
<tr><td colspan="4">航行区域（該当に○）</td></tr>
<tr><td colspan="4">遊漁船の使用状況（該当に○）</td></tr>
<tr><td>遊漁船の記載状況（該当に○）
船舶の所有状況（該当に○）</td><td>通信設備※の状況（該当に○）</td><td colspan="2">救命設備※１の状況（該当に○）</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">ネコノテ観光業</td><td>HS3-35542</td><td>1.6 ﾄﾝ</td><td>8.62 m</td><td>6 人</td><td rowspan="5">（○）船釣り
（○）瀬渡し※２
（ ）その他
（
）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（○）平水・（ ）限定沿海・（ ）沿海・（ ）遠洋、近海</td></tr>
<tr><td colspan="4">（ ）遊漁船専用・（○）漁船と兼用・（ ）他使用と兼用</td></tr>
<tr><td>（○）単独記載・（ ）重複記載
（○）自己所有船舶・（ ）他者所有船舶</td><td>（ ）業務用無線
（ ）衛星電話
（○）その他（携帯電話 ）</td><td colspan="2">（ ）改良型救命いかだ
（ ）EPIRB（非常用位置等発信装置）
（ ）AIS
（ ）その他</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td></td><td>ﾄﾝ</td><td>m</td><td>人</td><td rowspan="5">（ ）船釣り
（ ）瀬渡し※２
（ ）その他
（
）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（ ）平水・（ ）限定沿海・（ ）沿海・（ ）遠洋、近海</td></tr>
<tr><td colspan="4">（ ）遊漁船専用・（ ）漁船と兼用・（ ）他使用と兼用</td></tr>
<tr><td>（ ）単独記載・（ ）重複記載
（ ）自己所有船舶・（ ）他者所有船舶</td><td>（ ）業務用無線
（ ）衛星電話
（ ）その他
（ ）</td><td colspan="2">（ ）改良型救命いかだ
（ ）EPIRB（非常用位置等発信装置）
（ ）AIS（船舶自動識別装置）</td></tr>
<tr><td colspan="2">重複記載※３している場合の事由</td><td colspan="5">（ ）多客期にチャーターするため
（ ）その他（ ）</td></tr>
</table>

※１　通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※２　利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※３　他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号	広島県５１４４		氏名又は名称	永井　真介	
作成日	R6／7／1	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表６　安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。

・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。

・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します

・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。

・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。

・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。

・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。

・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。

・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。

・その他（　　）

○見張りの徹底

・遊漁案内中、船長兼業務主任者は見張りを徹底し、周囲に気を付けます。

・遊漁案内中、船長兼業務主任者は利用者への指導の範疇を超えた釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。

・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

登録番号	広島県５１４４		氏名又は名称	永井　真介	
作成日	R6／7／1	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表７　出航中止基準及び帰航基準

<table>
<tr><td>出航中止基準</td><td colspan="2">出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)</td></tr>
<tr><td></td><td>（○）単独の判断</td><td>（　）団体による判断</td></tr>
<tr><td></td><td>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。

・海上警報（風、霧等)、波浪警報、津波警報
・注意報の発令中

出航地の波高　1　m以上
出航地の風速　10　m以上
出航地の視程　300　m未満
・落雷のおそれがあるとき
・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか１名でも危険と判断したとき
・その他
（　　）</td><td>出航中止の判断は、以下のとおり行います。
①出航中止を判断する団体名

②上記団体の代表者、連絡先
代表者
連絡先

③団体の構成員の氏名又は名称及び　登録番号
別紙１のとおり
④出航中止の判断の方法
別紙２のとおり</td></tr>
<tr><td>帰航基準</td><td colspan="2">案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。
・海上警報（風、霧等)、波浪警報の発令
・利用者に急病人やケガ人が出たとき
漁場における波高　1.5　m以上
漁場における風速　12　m以上
漁場における視程　300　m未満
・落雷のおそれがあるとき
・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき
・その他（　　）</td></tr>
</table>

登録番号	広島県５１４４		氏名又は名称	永井　真介	
作成日	R6／7／1	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表８　気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。 案内する漁場の位置 / 避難する港 尾道沖 / 糸崎港 上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ （該当に○）	（○）携帯電話 （　）衛星電話 （　）利用者に渡した発煙筒 （　）その他（　　）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	定員越えなし
津波警報、注意報が発令された場合の対応	直ちに連絡を取り安全行動の指示、可能な限り早急な迎え。

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの 。
※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	広島県５１４４		氏名又は名称	永井　真介	
作成日	R6／7／1	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表 10　情報を収集すべき事項

（1）利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程 出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報 水路通報、気象・津波・海上警報等の情報 乗船する利用者数 （12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数） 法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報 立入禁止区域に関する情報
（2）漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報 漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報 法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号	広島県５１４４		氏名又は名称	永井　真介	
作成日	R6／7／1	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表 11　安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 （該当に○）	（○）遊漁船に周知内容を掲示する。 （　）遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 （　）営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に　　従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他（　　）
漁場において口頭で説明する。	○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 ・船長の指示に従うこと ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 ・その他（　　）

登録番号	広島県５１４４		氏名又は名称	永井　真介	
作成日	R6／7／1	変更日	1:　R8／11／20	2:　／　／	3:　／　／

別表12　公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者１人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
ネコノテ観光業	５０００万円	６名	R8/6/25 – R9/6/24